

佐賀県訓令甲第十二号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月五日

佐賀県知事 古 川 康

第二条中「、部」の下に「、企画・経営グループ」を加え、「担当事務は」を「担当事務は、」に改め、同条の表の循環型社会推進課の項の次に次のように加える。

健康福祉本部	鳥栖市	粒子線治療の普及に関すること。
--------	-----	-----------------

附 則

この訓令は、平成二十一年六月八日から施行する。